



申告書提出期限 **3月15日(金)**

郵送での申告書提出にご協力ください(詳細はP3・8へ)

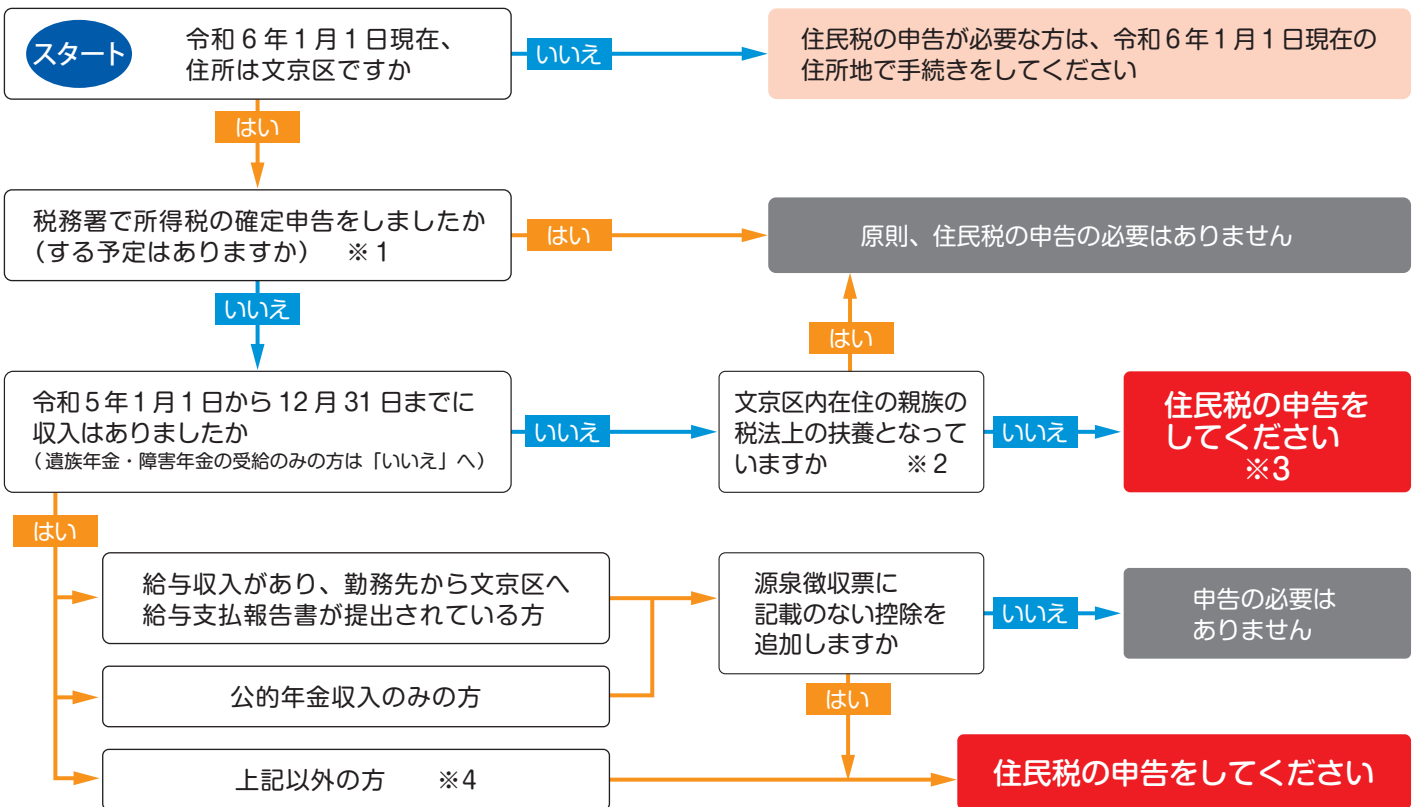
提出先
文京区 税務課 課税係

●特別区民税・都民税(住民税)とは

令和6年1月1日現在、文京区に居住している方、または、令和6年1月1日現在、文京区外に居住し文京区内に事業所・事務所等を持っている方に課税される税金のことです。

前年に住民税申告をされた方、住民税申告が必要と思われる方へ区から申告書を送付しています(1月末発送)

●住民税の申告が必要かどうか確認してみましょう



- ※1 確定申告書の提出が3月16日以降になった場合、住民税の決定が遅れる可能性があります。
- ※2 あなたを控除対象配偶者・同一生計配偶者、扶養親族として申告等しているか、あなたを扶養している方にご確認ください。
- ※3 申告義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険等の基礎資料となるため、申告をお願いします。
- ※4 ・給与・公的年金以外の収入があっても、確定申告の必要がなかった場合は、住民税の申告が必要です。所得の種類によっては、収支計算書等が必要な場合があります。
・勤務先から給与支払報告書の提出がない場合、住民税の申告が必要となります。

●詳細についてはP2をご確認ください。

● 税務署へ所得税の確定申告が必要な方

確定申告は住民税の申告を兼ねています。詳細は税務署にお問合せください。(お問合せ先P8②へ)

- ◇給与・公的年金等以外の収入(事業・不動産所得など)がある方で、
収入から必要経費を差し引いた所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- ◇給与所得があり、次に該当する方
 - ・給与収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与以外の所得が20万円を超える方
 - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ・退職等により年末調整を受けていない方
- ◇公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- ◇公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円を超える方
- ◇土地・建物、株式等の資産を譲渡した方
- ◇所得控除の追加により、所得税の還付を受ける方 など

● 住民税の申告が必要ない方

前年の住民税の申告状況等から申告書を送付しておりますが、住民税の申告が必要ない場合もあります。

- ◇税務署へ確定申告書を提出される方
- ◇勤務先から文京区へ給与支払報告書が提出されている方で、他に所得や控除の追加がない方
(給与支払報告書の提出の有無については勤務先へお問合わせください)
- ◇公的年金等(遺族・障害年金を除く)を受取っている方で、他に所得や控除の追加がない方
*収入が遺族年金・障害年金のみの場合、住民税の申告が必要となります。
- ◇文京区在住の方の控除対象配偶者や扶養親族になっている方
(扶養者が申告、または年末調整がされている場合)
- ◇令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

● 住民税の申告が必要な方

- ◇給与・公的年金等以外の収入がある方で、確定申告の必要のない方
- ◇勤務先から文京区へ給与支払報告書が提出されていない方
- ◇勤務先や年金保険者から支払報告書が提出されているが、控除の追加をしたい方
ただし、支払報告書の内容から住民税が非課税となる場合は、控除の追加は不要です
- ◇文京区以外に在住されている方の控除対象配偶者や扶養親族になっている方

*前年中の所得がなかった方は、申告の義務はありません。

ただし、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、児童手当、就学援助等における基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず申告をお願いします。

◇申告書の提出は、2月1日(木)から3月15日(金)までです。

住民税の申告書の提出について

郵送	同封の返信用封筒(茶)に記入済の申告書と各種添付資料、マイナンバー&本人確認書類のコピー、控え(必要な時のみ)を封入し、返送してください。
申告会場	《期間》2月1日(木)～3月15日(金)【土・日、祝日を除く】 ※2月18日(日)のみ休日受付を行います。 《時間》午前9時～午後5時 《場所》シビックセンター10階北側 1001会議室 ※マスクの着用をお願いします。

- 申告会場は、混雑が見込まれます。感染症拡大防止のため、郵送でのご提出をお願いします。
- 住民税の申告書がお手元がない時は、文京区税務課課税係までご連絡ください。(お問合せ先 P8①へ)
(前年に文京区へ転入した方・前年に確定申告された方・前年は給与や年金の支払報告書により住民税が決定された方・外国人の方は在留資格等によって住民税の申告書を送付していない場合があります。)
- 住民税の申告書は、文京区ホームページよりダウンロードできます。

◇申告のときに必要なもの

ご本人が申告をする場合 (申告書の記入例は、P7・8へ)

①マイナンバー&本人確認書類

番号確認	身元確認
【いずれか1点】 マイナンバーカード(裏面)・ マイナンバー通知カード(*)・ 住民票の写し(番号記載あり)など	【いずれか1点】 マイナンバーカード(表面)・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・学生証(写真付)・社員証(写真付)・国民健康保険証・健康保険証・後期高齢医療証・介護保険証・年金手帳 など 【いずれか2点】 学生証(写真なし)・社員証(写真なし)・資格証明書(写真なし)・母子健康手帳・住民票の写し・納税通知書 など

*通知カードは、記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限りです。

- ②所得を証明する資料(給与・公的年金…源泉徴収票、報酬…支払調書、営業…収支計算書など)
 - ③各種控除証明書の原本(医療費控除の明細書、国民健康保険料・生命保険料等の証明書など)
 - ④障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など
- ※ 源泉徴収票、控除証明書などは**申告書に貼らずに**提出してください。

代理人(本人以外の方)が申告をする場合

- マイナンバー&代理人確認書類 ・委任状(代理人が同一世帯の方であっても委任状が必要です)の様式は文京区ホームページからダウンロードできます。

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権確認
【いずれか1点】 マイナンバーカード・ マイナンバー通知カード(*)・ 住民票の写し(番号記載あり)など	【いずれか1点】 運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・学生証(写真付) など 【いずれか2点】 国民健康保険証・健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証(写真なし) など	【いずれか1点】 委任状(原本提出)・税務代理権限証書・ 成年後見人の登記事項証明書・戸籍謄本等(法定代理人の場合)・ 本人しか持ちえない書類 (本人のマイナンバーカードなど) など

*通知カードは、記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限りです。

申告書の控えが必要な方

- 受付印を押した控えが必要な方は、申告書提出時に申し出てください。控えには申告書と同じ内容を記入してください。
- 郵送申告で受付印を押した控えが必要な方は、申告書と同じ内容を記入した控えと、返送先の住所と名前を記入した切手(84円)を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封がない場合、控えの返送はできません。

◇申告書の記入内容 ①「所得金額」について (給与・年金所得の算出の方法は P4 へ)

給与	給料、賞与、アルバイト・パート等による所得(交通費は除く)
雑	公的年金等 国民年金・厚生年金等の老齢年金、恩給、確定拠出年金等の年金の所得
	業務 原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得 (必要経費)原稿用紙代、資料代、交通費など
	その他 私的年金、他のどの所得にも該当しない所得(必要経費)掛金、手数料など
営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業などの自営業や外交員、内職などの所得 (必要経費)商品の原価、租税公課、雇人費、地代費など
農業	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜から生ずる所得 (必要経費) 種苗代・肥料代・防虫費、飼料費、雇人費、減価償却費など
不動産	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの所得 (必要経費) 修繕費、損害保険料、減価償却費、固定資産税など
利子	支払を受けた利子のうち源泉分離課税の適用を受けないもの(例:外国預金の利子など)
配当	株式または出資の配当や協同組合などの剰余金の分配などの所得 (必要経費) 株式等取得のために借り入れた負債の利子 *
譲渡	機械、自動車などの資産の譲渡(土地・建物などは通常確定申告が必要)による所得 (必要経費) 譲渡した資産の取得価額、設備費、改良費など
一時	賞金、懸賞当せん金、競馬などの払戻金、生命保険などの一時的な所得 (必要経費) 生命保険料または掛金の総額

* 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
令和6年度より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式が所得税と統一されました。
これにより、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

給与所得の算出表

給与等の収入金額	給与所得の金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	給与等の収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	給与等の収入金額 ÷ 4,000 = A (Aは小数点以下切捨) B × 60% + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 4,000 = B B × 70% - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	B × 80% - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	給与等の収入金額 × 90% - 1,100,000円
※ 8,500,000円以上	給与等の収入金額 - 1,950,000円

※給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く
 (1) 本人が特別障害者に該当する
 (2) 23歳未満の扶養親族を有する
 (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
 (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除
 = (給与等の収入金額(上限額1,000万円) - 850万円) × 10%

年金所得の算出表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(C)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれ	330万円未満	C - 110万円	C - 100万円	C - 90万円
	330万円以上 410万円未満	C × 75% - 27万5千円	C × 75% - 17万5千円	C × 75% - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	C × 85% - 68万5千円	C × 85% - 58万5千円	C × 85% - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	C × 95% - 145万5千円	C × 95% - 135万5千円	C × 95% - 125万5千円
	1,000万円以上	C - 195万5千円	C - 185万5千円	C - 175万5千円
65歳未満 昭和34年1月2日以降生まれ	130万円未満	C - 60万円	C - 50万円	C - 40万円
	130万円以上 410万円未満	C × 75% - 27万5千円	C × 75% - 17万5千円	C × 75% - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	C × 85% - 68万5千円	C × 85% - 58万5千円	C × 85% - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	C × 95% - 145万5千円	C × 95% - 135万5千円	C × 95% - 125万5千円
	1,000万円以上	C - 195万5千円	C - 185万5千円	C - 175万5千円

※給与所得及び公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く
 ◆所得金額調整控除 = (給与所得(上限額10万円) + 公的年金等の雑所得(上限額10万円)) - 10万円

◇申告書の記入内容 2 「所得から差し引かれる金額」について (所得控除の内容によっては、証明書等が必要です)

医療費控除・セルフメディケーション税制 ※申告方法等の詳細は、別紙「医療費控除の明細書」をご覧ください。

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が病院、医院などに医療費を支払ったとき

社会保険料控除 ※国民年金は控除証明書(原本)が必要です。

前年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、その他の健康保険料などの金額

小規模企業共済等掛金控除 ※控除証明書(原本)が必要です。

前年中に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)の金額

生命保険料控除 ※控除証明書(原本)が必要です。

前年中に一般の生命保険料、介護医療保険料及び生命保険契約に基づく個人年金保険料を支払った場合に控除される金額

生命保険料控除額表(新契約)

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,001～32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
32,001～56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

ア 介護医療保険料控除 控除額(上限) 28,000円
 イ 一般生命保険料控除 控除額(上限) 28,000円
 ウ 個人年金保険料控除 控除額(上限) 28,000円
 ※ア+イ+ウの合計額の上限は70,000円

※新契約と旧契約の両方の保険料に係る控除がある場合
 新旧双方の契約がある申告をする場合は、新制度で計算した控除額と旧制度で計算した控除額の合計額が申告額となります。
 保険種別ごとの控除の上限は28,000円、その合計額の上限は70,000円です。

生命保険料控除額表(旧契約)

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,001～40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
40,001～70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

ア 一般生命保険料控除 控除額(上限) 35,000円
 イ 個人年金保険料控除 控除額(上限) 35,000円
 ※ア+イの合計額の上限は70,000円

地震保険料控除 ※控除証明書（原本）が必要です。

前年中に地震保険契約または旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合に控除される金額

保険契約の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額
地震保険契約	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2
	50,001円以上	25,000円(限度額)
旧長期損害保険契約	5,000円以下	支払保険料の金額
	5,001円～15,000円以下	支払保険料の金額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円(限度額)
地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約分に係るものがある場合	地震保険契約の保険料控除額 + 旧長期損害保険契約の損害保険料控除額	= 地震保険料控除額 (最高限度額25,000円)

※旧長期損害保険である積立火災保険に、地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料控除または地震保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。

障害者控除 ※手帳等の写しの添付が必要です。

あなたやあなたの扶養親族が次の①～⑤に該当する場合等

- ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害に該当）
- ②愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害に該当）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害に該当）
- ④身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害に該当）
- ⑤寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方（特別障害に該当）

控除額

- ・普通障害者控除：26万円
- ・特別障害者控除：30万円
- ・特別障害者で同居の場合：53万円

ひとり親控除(控除額:30万円)

婚姻していない（事実上婚姻関係にあると認められる者がいない）方や配偶者の生死が明らかでない方のうち、以下の条件を満たす方

- ①合計所得金額が500万円以下であること
- ②生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいること

寡婦控除(控除額:26万円)

ひとり親には該当しないが、合計所得金額が500万円以下で、以下の条件いずれかに該当する方

- ①夫と死別した後婚姻をしていない方
- ②夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方

勤労学生控除(控除額:26万円) ※学生証等の写しの添付が必要です。

大学、高校などの学生で合計所得金額が75万円以下の方で、給与所得等以外の所得が10万円以下の方

配偶者控除

あなたが生計を一にする配偶者を有する場合で、配偶者の合計所得金額が48万円以下に該当する方

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得が48万円以下の場合、控除額はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数に含むことが可能です。
※事業専従者や他の者の扶養となっている場合には該当しません。
※国外居住者を扶養にとる場合、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

配偶者特別控除

あなたが生計を一にする控除対象配偶者に該当しない配偶者を有する場合で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の方(納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であること)

	納税義務者の合計所得	納税義務者の合計所得		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得	480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
	1,330,001円以上	適用なし	適用なし	適用なし

扶養控除

あなたが生計を一にする扶養親族を有する場合で、その扶養親族の合計所得金額が48万円以下に該当する方

※16歳未満の扶養親族は控除の対象となりません。(非課税判定等では対象となるため、申告書には記入してください)

控除額

- ・特定扶養親族(平成13年1月2日以降 平成17年1月1日以前生まれ)：45万円
- ・老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ)：38万円
- ・同居老親等扶養親族(直系尊属の老人扶養親族で同居の場合)：45万円
- ・その他の扶養親族：33万円

○令和6年度課税から適用される国外居住親族に係る扶養控除の変更

令和6年度の住民税から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族の場合は、次のいずれかに該当する方のみが扶養控除の対象となります。

- ・留学により非居住者になった方
- ・障害者の方
- ・扶養控除を申告する納税義務者から、その年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

令和6年度(令和5年分)以降の必要書類

対象者		添付または掲示が必要な書類(○があるものが必要)			
		親族関係書類	送金関係必要書類	その他の必要書類	翻訳文
16歳以上30歳未満または70歳以上		○	○	—	○ 左記の各書類が 外国語で書かれている 場合は日本語訳
30歳以上 70歳未満 (※1)	留学により非居住者となった方	○	○	○ 「外国政府または外国の地方公共団体が 発行した査証書類に類する書類の写し」 または 「在留カードに相当する書類の写し」	
	障害者の方	○	○	○ 日本で発行された「身体障害者手帳」等	
扶養控除等を申告する納税義務者から、 扶養される年における生活費または教育費に 充てるための支払いを38万円以上受けている方		○	○ 親族ごとに38万円以上 (※2)	—	

※1 前年の12月31日現在の年齢で判定(令和6年度の住民税においては、令和5年12月31日現在の年齢で判定)

※2 国外居住親族ごとに、その年において送金した合計金額と、その金額を送金関係書類により明らかにできる書類

基礎控除

合計所得金額に応じて以下の金額が控除されます。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

雑損控除 ※証明書が必要です。

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が、災害や盗難もしくは横領により損失があった場合に下の計算式による金額が控除されます。

① 損失金額 - 保険金等で補てんされる金額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) ② 災害関連支出の金額 - 5万円

①②いずれが多い方の金額

●税額の計算方法(総合課税分の一般的な場合)

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得金額(申告書・表㉔)}} \\
 \boxed{\text{総所得金額等}} - \boxed{\text{所得控除合計額}} = \boxed{\text{課税される所得金額}} \\
 \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{課税される所得金額}} \times \boxed{\text{特別区民税税率(6\%)}} \\ \boxed{\text{課税される所得金額}} \times \boxed{\text{都民税税率(4\%)}} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{特別区民税所得割}} \\ \boxed{\text{都民税所得割}} \end{array} \right] - \boxed{\text{調整控除}} - \boxed{\text{税額控除}} + \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{均等割額 3,000円}} \\ \boxed{\text{均等割額 1,000円}} \end{array} \right] = \boxed{\text{年税額}}^*
 \end{array}$$

※ 森林環境税(国税)が別途1,000円課税されます。

●住民税がかからない場合(非課税)について

次の方は住民税は課税されません

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 合計所得金額が次の計算式により得られた金額以下の方

【同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1】 × 35万円 + 21万円 + 10万円

※ 同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、合計所得金額45万円以下の方

※ 扶養親族の人数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

非課税となった場合、
住民税額をお知らせする
納税通知書は
送付しません

申告書の記入例 (表面)

住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーなどを記入

令和6年度(令和5年分) 特別区民税・都民税申告書

令和6年1月1日現在の住所	文京区春日 1-16-21	電話番号	03-3812-7111
現在の住所	同上	職業番号	
フリガナ	ブンキョウ イチロウ	生年月日	明・大(昭)平・令 34年 1月 2日
氏名	文京 一郎	世帯主の氏名	続柄
代理申告人(氏名)	(続柄)	整理番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

1 所得金額		所得の種類	種目	収入金額	必要経費	所得金額(ア-イ)
雑	給	公的年金等	①	2,500,000		1,670,000
	与	業務	②	500,000		0
雑	その他					
営業等						
農業						
不動産						
配当						
合計						1,670,000

2 所得から差し引かれる金額		控除の種類	控除の金額	差し引かれる金額
雑	医療費控除	160,000	48,000	112,000
雑	セルフレディケーション			12,000
雑	社会保険料控除	75,300		27,300
雑	生命保険料控除			
雑	地震保険料控除			
雑	配偶者控除			
雑	扶養控除等			

3 本人や扶養親族について		氏名	フリガナ	続柄	生年月日	年齢区分	障害の程度	居住形態	住民登録地
配偶者	文京 花子	ブンキョウハナコ	妻	明・大(昭)平 40・1・1	同居				
扶養親族	文京 都	ブンキョウミヤコ	子	明・大(昭)平 60・3・3	同居	16歳未満			
扶養親族	文京 太郎	ブンキョウタロウ	子の子	明・大(昭)平 20・5・5	同居	16歳未満			〇〇市△△町 1-1-1

「1 所得金額」欄

- 給与収入がある方は①へ記入
- 公的年金収入がある方は②へ記入
- ※ 源泉徴収票は申告書に貼らずに同封してください。
- ※ 添付の源泉徴収票の内容が申告書に記入されていない場合は、源泉徴収票の内容を優先します。

「2 所得から差し引かれる金額」欄

- 源泉徴収票に記載されていない所得控除を申告する場合は、原則証明書類が必要です。
- 医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の作成、添付が必要です。領収書の添付では申告できません。

本人や扶養親族について

それぞれ該当する欄に氏名等を記入してください。扶養親族は年齢にかかわらず記入してください。

- 勤労学生控除を受けるときは、学生証をご持参いただくか、その写しを同封してください。
- 配偶者特別控除を受けるときは、④1 配偶者の合計所得金額を必ず記入してください。
- 合計所得 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を扶養にとる場合は該当欄に✓を記入してください。
- 障害者控除を受けるときは、障害者手帳やその他の証明等をお持ちいただくか、その写しを同封してください。
- 平成 20 年 1 月 2 日以降生まれの方がいる場合は、年齢区分の「16 歳未満」に○をつけてください。
- 別居の扶養親族は、住民登録地も記入してください。国外居住親族を扶養にとる場合、別途書類の提出が必要となります。(詳細は P5 - P6 参照)

申告書の記入例(裏面)

所得がなかった方、あるいはなかった期間のある方 4

どのようにして生活されていたか該当する番号を○で囲み、必要な内容を記載してください。

該当がない場合は、「6その他」の欄に大まかな生活状況を記載してください。

※記載が漏れている場合、申告を受けられない場合がありますので、該当する方は必ず記載してください。

4 所得がなかった方、あるいはなかった期間のある方の記入欄

(該当する番号を○で囲み、詳細を記入又は項目を○で囲んでください。)

- 1 扶養されていた(または仕送り・援助を受けていた)。(remittance) 同居以外は住所を記入
扶養者の氏名 **文京 次郎** 続柄 **子** 住所 同居 **〇〇県△△市××町1-2-3**
- 2 雇用保険・育児休業給付金等を受給していた。____年 月から ____年 月まで・現在も受給中
- 3 生活保護を受けていた。____年 月から ____年 月まで・現在も受給中
- 4 [遺族年金・障害年金] 等を受給していた。
- 5 **○**預貯金(savings)・奨学金(scholarship)で生活していた。
- 6 その他(具体的に記入)

給与収入があったが源泉徴収票がない方 5

源泉徴収票の交付を、勤めていた会社(給与支払者)に依頼してください。

会社が廃業した等の理由により、源泉徴収票の交付が受けられない場合は、5の欄に記入してください。収入金額とは、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額です。また、交通費は給与収入額に含みません。

※収入のなかった月がある方は、4の記入も必要です。

※申告後に金額を訂正する場合、源泉徴収票が必要です。

5 給与所得者で源泉徴収票がない方の記入欄

◎パート、アルバイトは給与収入になります。

(収入のなかった月がある方は④も記入して下さい。)

	収入金額(税込み)	社会保険料
1月	50,000	
2月	20,000	
3月	20,000	
4月		
5月		

合計	90,000
支払者名	(株)〇〇〇
所在地	文京区春日1-16-21
電話番号	03-〇〇〇〇-△△△△

事業所得・不動産所得等の必要経費がある方 6

必要経費がある方は、内訳を6に記入してください。収支計算書を添付した場合、6の記入は必要ありません。

寄附金税額控除について 11

都道府県・区市町村に対する寄附金(ふるさと納税など)、政令で定める東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部、または東京都や文京区の条例で指定した団体へ寄附した方は記入してください。必ず領収書を添付してください。

※所得税の確定申告書、または特別区民税・都民税申告書を提出した場合、「ワンストップ特例制度」は適用除外となります。申告をする場合は、寄附金に関する分も含めて申告してください。

●文京区の条例で指定した団体

(社会福祉法人) 文京区社会福祉協議会・敬愛健伸会・文京槐の会・福音会・本郷の森・フロンティア・武蔵野会・佑啓会・洛和福祉会・東六会・わかぎり
(公益財団法人) 文京アカデミー・東京カリタスの家・日本ナショナルトラスト・大谷美術館・永青文庫 (特定非営利活動法人) 街ing本郷
(学校法人) 日本女子大学 (国立大学法人) 東京医科歯科大学・お茶の水女子大学・東京大学

確定申告書を提出済(予定)の方、令和6年1月1日現在文京区に居住していなかった方 16

税務署に確定申告書を提出済(予定)の方は、2番に必要な内容を記載してください。

令和6年1月1日現在、文京区に居住していなかった方は、3番に必要な内容を記載してください。

文京区以外の区市町村で住民税が課税される予定の方は、別途当該区市町村にご確認ください。

※国外で生活していた場合、後日パスポート等の提示をお願いする場合があります。

●問合せ先

①文京区問合せ先

文京区税務課 課税第一・第二係 電話 03(3812)7111(代表) 内線 2275～2285

〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 文京シビックセンター10階南側

お問合せ時間 平日の午前8:30～午後5:00(窓口受付時間:電話問合せ時間も同様)

★申告会場開設期間以外は、10階税務課④番で申告を受付しています。

★住民税の申告書の書き方はホームページでもご案内しております。

右記二次元コードよりご覧ください。

Method of declaration can be found on the website



②税務署への問合せ先・確定申告書会場

◇確定申告書作成会場は、東京上野税務署(台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎2階)

開設期間は2月16日(金)から3月15日(金)までです。受付時間等は、下記税務署へおたずねください。

◇上記期間以外の申告等は管轄の税務署へ

《小石川税務署 電話 03(3811)1141》お住まいの地域:後楽、春日、小石川、白山、千石、水道、小日向、大塚、関口、目白台、音羽

《本郷税務署 電話 03(3811)3171》お住まいの地域:本郷、湯島、西片、向丘、弥生、根津、千駄木、本駒込